

様式の注を削る。

附 則

この訓令は、平成十四年二月十二日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

秋田県教育委員会訓令第一号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年二月十二日

秋田県教育委員会委員長 小野寺 清

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程（平成八年秋田県教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第四号から第七号まで、第九号及び第十号中「30」を「20」に改める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所

秋田県印刷株式会社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話 082-8766863
FAX 082-8766863
E-mail: matsubarasatsutsu.co.jp

